

第三次京都府戦略的地震防災対策指針

概要版 (最終案)

令和2年 月
京都府防災会議

第1章 戦略的地震防災対策指針の改定に当たって

第一次京都府戦略的地震防災対策指針は、地震被害の軽減・抑止を図るため、地震に対する減災目標及びこれを達成するための具体的な数値目標を明示し、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等が連携・協働して、地震防災対策を推進することを目的に平成21年に策定した。

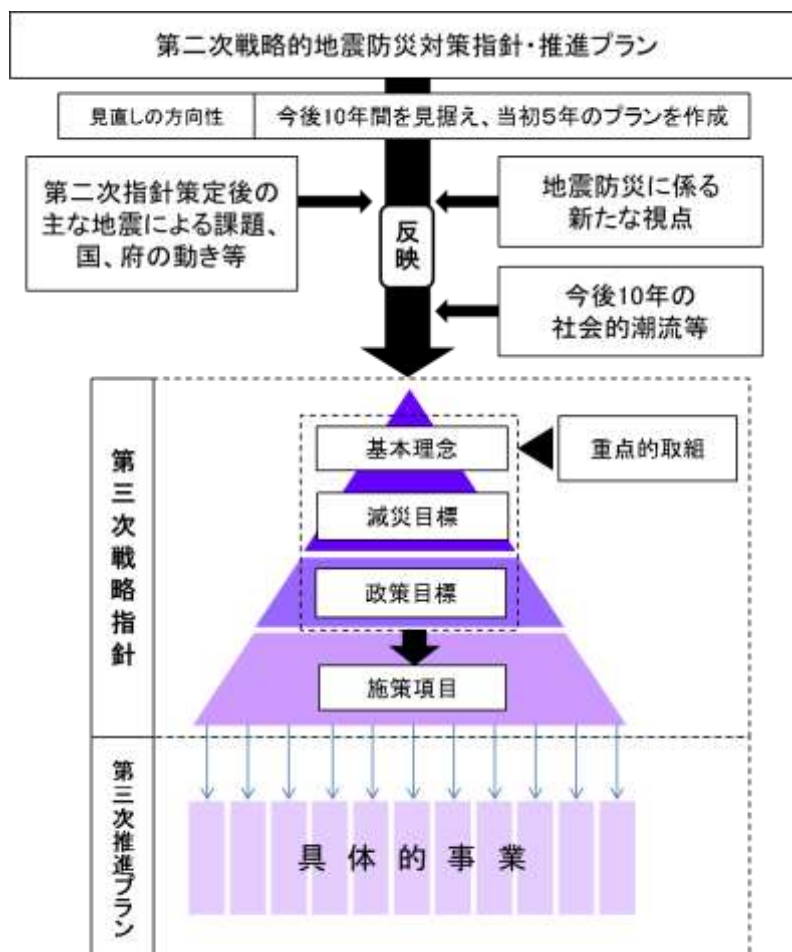
その後、第一次戦略指針及び5箇年の実施計画である同推進プランに基づき、事前対策から復興対策に至る総合的な地震対策に取り組んできたところであるが、東日本大震災が発生するとともに、社会情勢が大きく変化してきた。

そこで、平成27年、第一次戦略指針を見直して第二次戦略指針を策定し、併せて第二次推進プランを策定した。

その後、熊本地震や大阪府北部地震、北海道胆振東部地震が発生し、それぞれ特徴的な課題が顕在化したほか、今後10年で南海トラフ地震や直下型地震の発生の可能性が高まってきた。

そこで、令和2年、新たな戦略指針を策定するとともに、併せて当初の5箇年の推進プランを策定することとした。

<第三次指針策定の経緯概要>



第2章 戦略的地震防災対策指針の基本的考え方

1 戦略的地震防災対策指針の位置づけ

- (1) 今後 10 箇年で、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、ボランティア、NPO、企業、大学等が、重点的に取り組むべき施策及び事業の推進方向を示す。
- (2) 本指針に定められた数値目標や各種施策目標は、可能な限り京都府地域防災計画（震災対策計画編）に盛り込む。
- (3) 国の地震防災対策特別措置法第 1 条の 2 に定める地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標として位置づける。
- (4) 本指針は、国土強靱化に関するいわゆるアンブレラ計画として位置づけられる京都府強靱化地域計画の傘下で運用する。

2 改定の視点

社会情勢の変化等に対応するため、今回の改定にあたり、以下の視点を踏まえることとした。

- ① 南海トラフ地震や直下型地震が発生する可能性が高まっていること
- ② 京都府総合計画を踏まえること
- ③ 国の諸計画、関西広域防災・減災プラン、京都府地域防災計画の策定・改訂内容（近年の地震災害の新たな課題への対応を含む。）を盛り込むこと
- ④ 京都府災害時応急対応業務マニュアルを活用すること
- ⑤ 京都BCPの取組内容を盛り込むこと
- ⑥ 京都府特有の課題解決に向けた先進的な対策を盛り込むこと

特に①を踏まえて、被害を出さない対策に加え、実際に被害が発生することも視野に入れた地震防災対策へのシフトチェンジ（取組の重点化・加速化）が求められることから、今後 10 年では、住宅等の耐震化を概ね完了させるとともに、災害発生時の対応力強化と発災後の復旧・復興対策等の事前検討を完了させておく必要がある。

3 今後 10 年の社会的潮流等を踏まえた対策の方向性

京都府の新しい行政運営の指針となる「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」（令和元(2019)年策定）が分析する時代の潮流をもとに、今後推進すべき地震防災対策を検討する。

- (1) 人口減少と少子高齢化社会の本格化
 - ・ 京都府の総人口 平成 27(2015)年：261.0 万人 → 令和 12(2030)年：243.1 万人
 - うち 75 歳以上人口 平成 27(2015)年：33.7 万人 → 令和 12(2030)年：48.8 万人
 - ・ 対策の方向性：災害時要配慮者対策の推進、避難体制の充実、自主防災組織等の活性化等を強化

(2) グローバル社会の進展

- ・京都府の外国人観光宿泊客数 平成 30(2018)年 約 450 万人
- ・対策の方向性：今後も増加すると予想される外国人観光客に対する地震防災の啓発、災害情報等の提供を充実

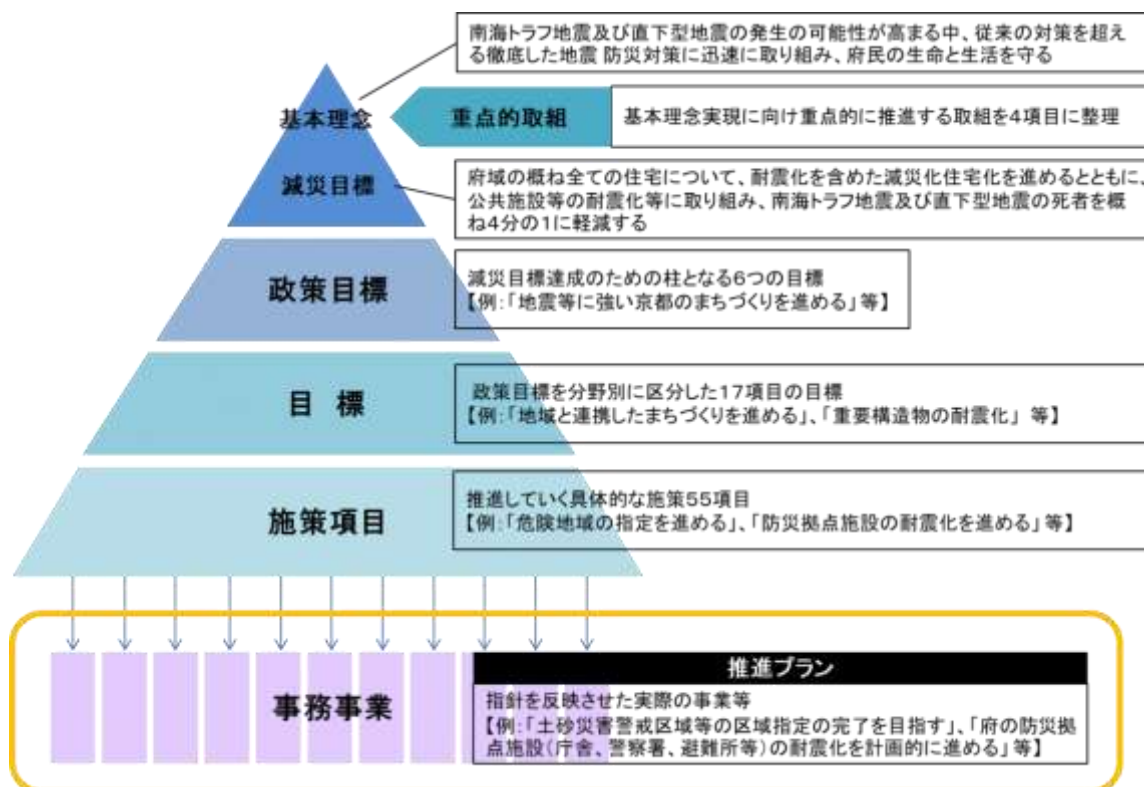
(3) スマート社会の進展

- ・インターネット年齢別利用割合
60 歳代 平成 20(2008)年：51.5% → 平成 30(2018)年：72.9%
70 歳代 平成 20(2008)年：27.7% → 平成 30(2018)年：46.4%
- ・対策の方向性：最新の I C T、A I 技術を駆使した新しい時代のコミュニケーション手段による地震防災の取組の進展、情報弱者へのフォロー対策

4 戦略的な地震防災対策の推進

府民のかけがえのない命を守ることを第一に、事前対策から復興対策に至るあらゆる局面の対策を体系的・階層的（目的と手段の明確化）に整理するとともに、施策の優先順位をつけ、戦略的に地震対策を推進する。

<本指針及び推進プランの構成図>



5 計画期間

令和 2 (2020) 年度～令和 11 (2030) 年度（10 年間）

第3章 戦略的地震防災対策指針

1 基本理念

南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、従来の対策を超える徹底した地震 防災対策に迅速に取り組み、府民の生命と生活を守る。

2 減災目標

府域の概ね全ての住宅について、耐震化を含めた減災化住宅化を進めるとともに、公共施設等の耐震化等に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を概ね4分の1に軽減する。

3 重点的取組

減災目標に掲げる「死者数を軽減する」取組以外に、「府民の生命と生活を守る」ために重要な「府民の生命と財産を守る」「災害対応体制を強化する」「地域力を高める」「京都らしさを守る」の4項目を「重点的取組」と位置付け、基本理念の実現を目指すこととする。

(1) 府民の生命と財産を守る

①住宅の耐震化・減災化住宅化の促進

- ・住宅の耐震化率 95%以上を目指す。
- ・耐震化が困難な住宅については、耐震シェルター、耐震ベッド、感震ブレーカーや家具の転倒防止等の命を守ることを最優先とした減災化住宅化を進める。

②公共施設等の耐震化の推進

- ・防災拠点となる公共施設の耐震化率 100%を目指す。
- ・京都府大規模建築物耐震化支援事業の活用等により、大規模集客施設の耐震化を促進する。

③学校の耐震化の推進

- ・公立高校、公立幼稚園の耐震化率 100%を目指す。

④公共インフラの耐震化等の推進

- ・緊急輸送道路の橋梁の早期復旧対策、法面对策、京都府緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業の活用等による沿道建築物の耐震化を促進する。
- ・道路の無電柱化を推進する。

⑤ライフラインの地震対策の推進

- ・感震ブレーカーの普及促進、重要施設リストを活用した供給体制の構築等、電力施設の地震対策を推進する。
- ・宇治系送水管路等、老朽管路の耐震化を推進するとともに、全ての市町村で上水道施設（基幹管路・水道施設）の耐震化計画を策定する。

⑥市街地における地震対策の推進

- ・ブロック塀、自動販売機、屋外広告物等の転倒・落下防止対策を推進する。

⑦地震災害危険箇所における対策の推進

- ・土砂災害警戒区域等の指定を完了するとともに、要対策箇所（5,500箇所）の整備を推進する。
- ・防災重点ため池のハザードマップを作成するとともに、要対策箇所（70箇所）の整備を推進する。
- ・大規模地震が発生した場合、避難地・避難路や河川等への影響が想定される箇所や規模が大きい造成地から造成年代を記載した台帳を整備し、二次スクリーニングの基礎資料や災害の予防保全等に活用する。

⑧火災防止対策の推進

- ・出火防止のため、感震ブレーカーの設置や自宅から避難する際はブレーカーを落とすことを啓発する。

⑨道路交通麻痺対策の推進

- ・道路啓開を円滑に行う仕組みや放置車両の円滑な移動等を行う体制を構築する。

⑩津波対策の推進

- ・全て沿岸市町で津波ハザードマップを作成するとともに、要配慮者の避難促進施設の指定、避難確保計画作成、要配慮者を含めた避難訓練を実施する。

⑪原子力災害対策の推進

- ・原子力災害発生時における広域避難計画の実効性を高めるため、避難道路や避難退域時検査等に必要な資機材を整備するとともに、国、関係府県及び関係機関と連携し、避難訓練を実施する。

(2) 災害対応体制を強化する

①災害対応体制の強化

- ・総合防災情報システムを整備するとともに、危機管理センターを設置する。
- ・京都府災害時応急対応業務マニュアルを策定し、府及び市町村職員の災害時応急対応業務の標準化を推進するとともに、市町村と連携した応援受援訓練を実施する。
- ・ICT、AI技術を災害情報収集等の災害対策に活用する仕組みを構築する。

②常備消防力の充実強化

- ・府内15消防本部の常備消防力を充実・強化する。

③地震発生時における医療体制の充実

- ・DMATの養成を行い、DMAT指定14病院で各3チーム以上の体制を確保する。

④避難体制の充実

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の耐震化率100%を目指す。
- ・避難所における物資充足状態を管理する備蓄物資管理システムを整備する。

⑤早期復興に向けた体制強化

- ・あらかじめ復興計画の策定手順を定めるなど、事前の準備に取り組む。
- ・京都府災害廃棄物処理計画を踏まえ、全ての市町村で災害廃棄物処理計画を策定する。
- ・災害時における公営住宅斡旋、応急仮設住宅供与等に係るマニュアルを作成し、訓練を実施する。

⑥業務継続体制の確立

- ・全市町村の業務継続計画の策定を完了し、訓練を実施する。
- ・初動の危機対応に重点を置いたBCPのひな型を提示すること等により、中小企業のBCP作成を普及させる。

⑦帰宅困難者対策の充実

- ・ターミナル駅周辺等において、帰宅困難者のための一時退避場所、一時滞在施設を確保する。

(3) 地域力を高める

①消防団の活動力向上

- ・消防団充足率 100%を目指す。

②自主防災組織の活性化

- ・自主防災組織の組織率 100%を目指す。
- ・自主防災リーダーの育成を推進するとともに、全ての自主防災組織における水害等避難行動タイムライン策定や避難時の声掛け人材の育成による地域の共助体制を強化する。

③防災教育の充実

- ・府内学校の実践事例の活用や、京都地方気象台等の専門機関と連携した研修等の実施により、実践的な防災教育の推進を図る。

④災害時要配慮者対策の推進

- ・避難行動要支援者名簿等を活用し、平時から関係機関の情報共有を進めるとともに、要配慮者支援のための個別避難計画を策定する。

⑤ボランティア・NPO等の取組強化

- ・京都府災害ボランティアセンターの初動支援チームを育成するとともに、全ての市町村において、京都府災害ボランティアセンターと連携した災害ボランティアセンター設置運用訓練を実施する。

(4) 京都らしさを守る

①文化財保護対策の推進

- ・所有者と連携して、重要文化財等建造物の耐震化及び防火設備の整備・改修を推進する。
- ・文化財データベースを随時更新し、府・市町村等の情報の共有化を図るとともに、データベースを活用した実践的な訓練を実施する。

- ・文化財所有者と地域住民等が共同で防災訓練を実施する等、共助体制を構築する。

②観光客保護対策の充実

- ・観光客への防災情報の提供やホームページ等へのアクセス案内の充実を図る。
- ・外国人観光客に対する多言語による情報提供、一時避難場所等の設置、避難誘導等を推進する体制を構築する。

③京都全体のBCPの確立

- ・京都全体の活力の維持に向け、経済関係団体、ライフライン機関、金融機関等と連携した京都BCPの取組を推進する。
- ・医療機関における連携型BCP（医療連携BCP）を確立するとともに、府内企業、大学等における事業継続計画の策定及び訓練の実施を推進する。

第4章 政策目標ごとの防災戦略

減災目標を達成するため、事前対策から復興対策に至るまで、6つの政策目標、17の目標、55の施策項目を掲げる。

（9ページ「戦略的地震防災対策の体系図」を参照）

第5章 戦略的地震防災対策の推進

1 実施主体

- 自助（個人、家庭等）、互助（自治会・町内会、消防団、自主防災組織等）、共助（地域の人々、NPO、災害ボランティア団体、企業、大学等）、公助（国、府、市町村、防災関係機関）
- 多様な主体により総合的に取り組んできた防災対策について、これまで以上に府民や企業において強化するため、行政や府民・企業等による意見交換・情報共有を積極的に行い、より具体性・実効性を高めた地震防災対策を推進する。

2 防災会議における推進の取組

京都府防災会議の専門部会として設置した「京都府戦略的地震防災対策推進部会」により、目標の達成状況を評価検証し、その結果を防災会議に報告する。

3 推進プランの作成

政策目標、目標、施策項目を実現するために、重点的に取り組む事務事業の内容、数値目標、着手時期、達成時期、実施主体を定めた推進プランを作成し、それぞれの施策・対策を実行する。

4 進行管理

目標の設定・推進・達成度の評価・見直しの過程を繰り返し、必要に応じて指針の見直しを行う。

<参考資料>

○減災効果（例：人的被害）

※現状の被害は平成30年時点の住宅耐震化率85%（京都府総合計画の暫定値）より推計
 <花折断層地震における減災効果：（住宅耐震化率100%）の場合>

死者数の軽減	第一次指針策定時	現状※	対策後	第一次指針策定時からの減災効果	
	6,900人	3,110人	1,720人	5,180人減	75.1%減

<南海トラフ地震における減災効果：（住宅耐震化率100%）の場合>

死者数の軽減	前指針策定時	現状※	対策後	前指針策定時からの減災効果	
	860人	410人	170人	690人減	80.2%減

基本理念	南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、従来の対策を超える徹底した地震防災対策に迅速に取り組み、府民の生命と生活を守る
重点的取組	(1)府民の生命と財産を守る (2)災害対応体制を強化する (3)地域力を高める (4)京都らしさを守る
減災目標	府域の概ね全ての住宅について、耐震化を含めた減災化住宅化を進めるとともに、公共施設等の耐震化等に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を概ね4分の1に軽減する

